平成２２年（フ）第８１号
北海道虻田郡洞爺湖町入江167番地288
債務者　広瀬　常正
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
北海道有珠郡壮瞥町字滝之町289番地39
債務者　加藤　宗孝
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
北海道網走市字呼人23番地の26
債務者　中井　　隆
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
北海道網走市桂町２丁目５番16号
債務者　庭山　照悦
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
山形県鶴岡市小真木原町16番21―１号
債務者　外舘　秀夫
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７９号
山形県鶴岡市日出２丁目14番19号
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２７５号
群馬県高崎市飯塚町598番地
債務者　浜先　麻衣（旧姓丹野）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３６２号
埼玉県東松山市大字石橋1591番地７　サンメゾン202号室、破産申立時の住所埼玉県東松山市神明町１丁目７番４号　マイキャッスル東松山403号室
債務者　松田　慎悟
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３６３号
埼玉県熊谷市佐谷田1111番地
債務者　西山　明美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７５号
新潟県加茂市大字五反田390番地５
債務者　樋口　倫則
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１３４号
新潟県新発田市住吉町２丁目７番20号
債務者　笠原　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１３５号
新潟県胎内市竹島86番地２
債務者　星野まゆみ
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１３６号
新潟県新発田市大栄町５丁目８番22号、前住所新潟県新発田市中曽根町２丁目22番５号
債務者　川口　淳子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１４２号
新潟県村上市山辺里183番地２
債務者　鈴木　純一
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３５８号
愛知県稲沢市平和町観音堂東海塚33番地　身体障害者療護施設ルミナス
債務者　小川　善範
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３８１号
愛知県一宮市高畑町３丁目７番地２
債務者　関村　　満
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６２０号
大阪府羽曳野市伊賀６丁目６番１―101号
債務者　茶谷　政一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９５０号
堺市南区赤坂台５丁21番13―２号
債務者　美藤工芸こと　美藤　宏之
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係